

令和 8 年度

一般競争入札（指名競争入札）

参加資格審査申請書提出要領

申請対象者

山鹿市域以外に本社を置き、山鹿市と以下の契約を希望する業者
（山鹿市内に営業所を置く者も含む）

- (1) 建設工事
- (2) 測量・コンサルタント委託

受付期間

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）まで

熊本県山鹿市

【問い合わせ先】

山鹿市役所 防災監理課 防災監理係

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

TEL 0968-43-1113

1 申請の対象者

山鹿市域外に本社を置き、山鹿市と以下の契約を希望する業者（山鹿市内に営業所を置く者も含む）

(1) 建設工事

(2) 測量・コンサルタント委託

※ 以下に該当する者は申請できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び申請の前1年間に同条第2項各号のいずれかに該当する事実のあった者
- ② 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日において、引き続き1年以上その事業を営んでいない者
- ③ 国税又は地方税及び国民健康保険税の未納がある者
- ④ 営業に関し、許可、認可等を要する場合にあっては、これらを得ていない者
- ⑤ 資格審査の申請書及びその添付書類に、虚偽の事実を記載した者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6条に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者
- ⑦ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者

※ 山鹿市と随意契約を締結する業者につきましても本申請が必要になります。

2 申請の受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月31日（土）まで

3 申請の方法

インターネット専用サイト

(インターネットによる申請ができない場合は、表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。)

申請手順

- ① 申請サイト利用マニュアル(以下「利用マニュアル」という。)を熟読のうえ、電子申請をするために必要な利用環境を事前にご準備ください。
外部リンクには、概要及び操作手順動画(YouTube)も用意していますので、ご利用ください。
- ② 初めてシステムを利用される方は、利用マニュアルの手順に従い、申請サイトから利用者登録の手続きを行ってください。
- ③ 「申請書(Excel ファイル)」をダウンロードし、必要事項を事前に入力してください。
(参考:申請書記入例)
- ④ 「申請書(Excel ファイル)」及び「提出書類」の中で、該当するものをご準備いただき、申請書は Excel ファイル、提出書類はすべて PDF ファイルにしてください。
※ 指定以外の形式は電子申請からアップロードできません。
※ 提出書類の中には、申請書に記載した内容を証明するための添付書類があり、法人・個人、市内・市外で必要な書類の内容が一部異なりますのでご注意ください。
- ⑤ 受付期間中に申請サイトへ申請書(Excel ファイル)及び提出書類(PDF ファイル)を登録してください。
※ 登録されるファイルの容量上限は1ファイルにつき、30メガバイトです

4 提出書類

【必須】

①法人の場合＝商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） 個人の場合＝身分（身元）証明書	
②印鑑登録証明書	
③使用印鑑届（別添１）	
④国税納税証明書－本社分 ⑤県税納税証明書－本社分 ⑥市町村税納税証明書－本社分 ⑦県税納税証明書－委任先分 ※支店、営業所等に権限を委任する場合 ⑧市町村税納税証明書－委任先分 ※支店、営業所等に権限を委任する場合	直前１年間ににおける国税及び地方税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書又は未納がないことの証明書 （国税の場合） 個人の場合：国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）による別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 法人の場合：国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）による別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 3 （県税・市町村税の場合） 年度指定無し。「〇〇税に未納がない。」「〇〇税に滞納がない。」という記載のある証明書。 （ただし、上記の証明書を発行していない自治体については、申請年度の前年度の納税証明書。）
⑨委任状（別添 2）※支店、営業所等に権限を委任する場合	
⑩暴力団等に該当しないことの誓約書（別添 3）	

※提出書類のうち官公署が発行する証明書類（①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧）については、提出日から 3 ヶ月前までに発行されたものを有効とします。

※ ④「国税納税証明書－本社分」については、自宅やオフィスからオンライン請求できます。

リーフレット	〈オンライン請求マニュアルはこちら〉 ↓		操作手順動画 (Web-TAX-TV)
	PDF 発行版	窓口受取版	
			

<注意事項：税理士に依頼されている方>

利用者識別番号をすでにお持ちの可能性がありますので、税理士へご確認してください。

【建設工事】

①建設業許可証明書 ※通知でも可
②経営事項審査結果通知書 ※直近の経営事項審査結果通知書が受付期間内に間に合わない場合は、現時点で最新（前回分）のものを提出してください。 なお、工事入札格付に用いる総合評定値については、本申請受付終了時点において一般財団法人建設業技術センター（CE 財団）が提供する経営事項審査情報の総合評定値を用います。
③役員及び株主（出資者）調書（別添４）
④工事経歴書（任意様式）※直近の経営事項審査申請時に提出したもの（工種ごとに作成）
⑤技術職員名簿（任意様式）※直近の経営事項審査申請時に提出したもの
⑥ISO 取得を証する書類 ※未取得の場合は不要
⑦エコアクション 21 登録を証する書類 ※未登録の場合は不要

※建設工事以外（物品販売や業務委託等）に係る契約（建設機械借り上げ及び修繕を除く。）を希望される場合、別申請が必要です。

【測量・コンサル】

①測量・設計・コンサル登録証、証明書等 ※現在有効で最新のもの
②役員及び株主（出資者）調書（別添４）
③測量等実績調書（任意様式）※業種区分ごとに作成
④技術者経歴書（任意様式）

（提出書類に関する注意事項）

- (1) 提出書類は、山鹿市情報公開条例（平成１７年山鹿市条例第１０号）に基づく開示請求の対象となります。
- (2) 提出書類は、入札参加資格の審査に使用するほか、契約後の業務監督等に使用するため、本市の関係部署へ提供します。
- (3) 提出書類のうち官公署が発行する証明書類については、提出日から３ヶ月前までに発行されたものを有効とします。
- (4) 提出書類のうち添付することが困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。
- (5) 提出された書類について審査を行い、内容等に不備がある場合、再提出を求めることがございます。不備が是正されない場合は入札参加資格の認定できませんのでご了承ください。
- (6) 申請の内容（会社形態、業種及び住所、代表者等）の変更又は追加がある場合は、速やかに別に定める変更届を提出してください。

5 入札参加資格について

(1) 有効期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日（1年間）

(2) 審査結果の通知

提出書類を審査のうえ、審査結果を申請者にメールで送信いたします。

6 電子入札システムについて

【建設工事】・【測量・コンサル】の入札案件に参加するためには、熊本県電子入札システムへの利用者登録が必要です。

なお、入札に参加できるのは令和9年4月1日以降に公告又は指名通知を受領した案件です。ご注意ください。

(1) 山鹿市のIDとパスワードを新たに発行する場合

「利用届」と返信用封筒を防災監理課へ送付してください。

内容を確認し、IDとパスワードを記載した通知を郵送します。通知を受領したら、熊本県電子入札システムにて利用者登録を行ってください。

(2) すでに山鹿市のIDとパスワードを所持している場合

再度利用者登録の処理が必要になります。

詳細については、参加資格の審査終了後（令和8年11月以降）、対象者宛にメールを送信いたします。

令和9年4月までに適宜お手続きをお願いします。

「利用届」等の様式は下記ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>

熊本県電子入札システム > 規則・様式 > ◆電子入札運用基準関係様式 ・工事・コンサル